

平和安全法制について

日時2016年4月6日 於:帝国ホテル

高村正彦

司会 これから高村正彦・自由民主党副総裁に「平和安全法制について」という題で講演していただきます。高村副総裁の略歴はお手元に配布してあります。先生には一九九九年九月、外務大臣時代に講演していただいています。先生は平和安全法制について与党連絡協議会の座長などで大きな影響をおよぼされた方で、法制は二十九日に施行されました。そのことも含め、平和安全法制の議論の背景等についてお話を伺いたいと思います。

◎平和安全法制は「抑止力が必要か必要ではないか」の議論

高村正彦・自由民主党副総裁
皆さんこんにちは。

ここで講演しろと最初に言われたのは昨年だったと思います。「講演してもいいけれども私が講演するのなら平和安全法制ですよ」と言いました。それでも結構ですから講演してくださいと言われました。「それでも良いからとは何だ」と思ったのですが、毎日新聞の社論とは違いますが、記者の方もそう認識していたのだからと思います。

北村(正任アジア調査会長)さんと横網審議委員会と一緒にです。北村さんの方が先輩なのですが、その時にその話をしましたら「毎日新聞は賛成論も反対論も書いた上で、毎日新聞としてはこう考えるところとやっています」と言っていました。「それは北村さんが社長のころの話ではないですか」と言ったのですが、私を呼んでくださったのは大変ありがたいことだと思っています。

平和安全法制の議論は、煎じ詰めて言えば、抑止力が必要なのか必要でないのか。抑

止力は有益なのか有害なのか。こういう議論だと思います。

これは五十五年体制の時にずっとやっていた議論だと思います。日本人は酷い戦争を経験していて、直接経験していない人も(戦争の)話をみんな聞いていたわけですから、平和を愛好しない人は誰もいないと思います。平和を愛好する人を平和主義者と仮に定義するとすれば、日本人はみんな平和主義者だと思えます。七十年間、日本は平和を守ってきた。これは誇っていることだと思えますが、これは平和と外交努力と自衛隊、日米安全保障条約という抑止力を持ってきたからこそ、平和を守ってきたのだと思います。世界の常識に合致していると思うのですが、必ずしも日本の常識にはなっていない。抑止力なんてあるから戦争になるのだ」という方たちもまだいるのだな、ということを感じました。

◎戦後最大の憲法解釈の変更は自衛隊創設

高村 なぜ日本で抑止力が必要なのか、あるいは抑止力があるから戦争になるのだという議論があるのかと言え、それは簡単な話で、憲法九条第二項に「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と書いてあるからです。抑止力は持たない、と書いてあるわけです。平和安全法制の時に「戦後最大の憲法解釈の大転換」だと言われましたけれども、戦後最大の憲法解釈の大転換は、自衛隊を作った時にあったわけですね。

◎五五年体制は抑止力をめぐる対決

憲法を作る時のいわゆる制憲会議で吉田茂首相は、憲法は自衛権については何も書いてないけど、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と書いてあるのですから、結果として自衛の戦争もできないことになりました」と答弁しています。その時、共産党の野坂三三さんが、いくら何でも自衛の戦争ができないなんておかしいじゃないか、と言いました。有名な吉田・野坂論争です。

高村 五五年体制は、社会主義と資本主義の対決、だと言われているけれども、それよりも「抑止力が必要か必要でないか」という対決だったと思います。

高村 そうこうするうちに湾岸戦争(一九九〇年八月)が起きました。イラクがクウェートに侵攻して、あつという間にクウェート全土を席巻しました。このままではクウェートという国がなくなってしまう。現実にはなくなっていた。未来永劫なくなってしまうという状況になって、国際社会が一致して国連安保理決議のもとで有志連合を作りサダム・フセインと戦うことになりました。日本も何かしなければいけないだろう、ということ、当時、国連平和協力法という法案を作った。多国籍軍の後方支援をする法律です。それと外務省がもとと温めていたPKO(国連平和維持活動)的なものと両方入った法律でした。

憲法を作る時のいわゆる制憲会議で吉田茂首相は、憲法は自衛権については何も書いてないけど、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と書いてあるのですから、結果として自衛の戦争もできないことになりました」と答弁しています。その時、共産党の野坂三三さんが、いくら何でも自衛の戦争ができないなんておかしいじゃないか、と言いました。有名な吉田・野坂論争です。

その時に、アメリカで安保ただ乗り論がこれだけある中で、後方支援もできないなら、せめてお金で協力しようではないかということ、小沢一郎さんが当時、主導的役割を果たしたのだと思いますが、新たな税金を作って一兆円以上のお金を集め多国籍軍側に拠出したわけです。

憲法を作る時のいわゆる制憲会議で吉田茂首相は、憲法は自衛権については何も書いてないけど、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と書いてあるのですから、結果として自衛の戦争もできないことになりました」と答弁しています。その時、共産党の野坂三三さんが、いくら何でも自衛の戦争ができないなんておかしいじゃないか、と言いました。有名な吉田・野坂論争です。

高村 五五年体制は、社会主義と資本主義の対決、だと言われているけれども、それよりも「抑止力が必要か必要でないか」という対決だったと思います。

その時に、アメリカで安保ただ乗り論がこれだけある中で、後方支援もできないなら、せめてお金で協力しようではないかということ、小沢一郎さんが当時、主導的役割を果たしたのだと思いますが、新たな税金を作って一兆円以上のお金を集め多国籍軍側に拠出したわけです。

に入った各国の旗が載っていたのですが、残念ながら日の丸が載っていなかった。一兆円以上のお金を拠出しておきながら何ら感謝されないのかというのが湾岸戦争のトラウマと言われるものです。

私は、お金を出せば現実として役に立つのだから評価されてしかるべきだと思いますが、現実には評価されなかったことに日本国民の中でかなり「評価されるようなこともしなければならぬ」と思っている人は「お金の力ではだめだ」と思う人がいたことは当たり前のことだと思っています。

そしてPKOをやろうということになりました。PKOは三国会かかったのです。

今度の平和安全法制をやる時も「PKOですら三国会かかったのだから、そのくらいかかってやるのが当然だ。一国会で通そうなどというのはおかしい」という議論がありました。私は全くそう思わなかった。今度の平和安全法制は一国会ですけれども、三国会合わせたよりも長い時間審議をしています。(PKOは)三国会かけて議論が収束したかという点、収束しませんでした。国論はますます分裂したのです。最後の採決の時、牛歩で四泊五日です。

当時、PKOについても賛成と反対の新聞がありました。賛成も反対も含め、すべての新聞が社説で「異常な国会だった」と言っていました。長かかれば議論が収束するといふものではないのです。四泊五日でやらなければならぬように分裂することも現実であった。その間、三国会の間、国政の最大のテーマです

からほかのことはできない。ですから一国会でしたが、集中的に三国会以上の長い審議をして通して、そのうえで終わったならば経済というものは全く正しい選択だったと思います。

PKOの時も、どこかの新聞が憲法学者にアンケートしました。憲法学者の八割が違憲と言いました。PKOの時も今回と同じように、PKOなんかやったら徴兵制になるという運動が国会の内外で盛んに行われました。PKOをやって徴兵制になりましたか？なりませんよ。だからPKOを支持する国民が、圧倒的に多くなっているわけです。

◎周辺事態安全確保法の「周辺」は地理的概念ではない

高村 PKOが通った(一九九二年六月)後、一九九九年に周辺事態安全確保法が成立しました。日米安全保障条約上の日本の義務は、アメリカに基地を提供するだけ。アメリカは安全保障条約上、いざという時に日本を守るということですが、それだけで果たして日米安全保障条約はきちんと機能するのか。やはり日本の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が起こった場合、アメリカがそれと関係あることについて動いている時には、アメリカの艦船に対して後方支援くらいはしてくれないでしよう、というのが周辺事態法です。周辺事態法も、私は当時から周辺などという余計な言葉をなせ入れたのだと言っていますけれども、周辺とは地理的

概念ではなく、日本の平和と安全に重要な影響を与えるか、与えないか、そういう観点から判断する。外務大臣であった私は地理的概念ではないと百遍も答弁しました。ただ小淵総理がその時、インド洋とかペルシヤ湾などは現実的に想定されない。「想定されない」とはどういう意味かと言ったとき、それは起こらないでしよう、ということだと言っている。では想定されないと言ったとき、起こらないのか。法律的には、そういう場合も適用される。適用され得るけれども、現実問題として総理がそこまで言っているのに、周辺事態法の発動を簡単にできるかと言ったらなかなか難しい。そういう政治的なことはありました。

ですから、「周辺」は地理的概念ではないのです。地球の裏側のチリで地震が起こった。遠いから何の防衛もしなくてよいか、逃げなくてよいか。チリで地震が起こると津波が来る可能性があります。遠くで起こったか、近くで起こったかということではなくて、日本の平和と安全に重要な影響を与えるかどうか。それが重要なのです。

地震で言えば日本の震度とかが、日本にどのくらいの津波が来るかが大事で、遠いかなんかではありません。安全保障の話でも遠いか近いかではありません。日本の平和と安全に重要な影響を与えるか否かです。

平和安全法制の審議が始まる前だったと思うのですが、NHKでこの話をした時に、私は周辺などという言葉は本

来、あの法律に入れるべきではなかったという話をしました。私は今度の法律の中から「周辺という言葉を外せ」などということは、外務省にも防衛省にも一度も指示したことはありませんが、勝手に外して持ってきたのだから、私が言ったことも意外と聞いてくれているのだなと思つたことがあります。周辺という概念ではなく、地理的概念ではなく、周辺事態というのは日本の平和と安全にどのくらい重要な影響を与えるかで決める。これはごく当たり前のことだと思っています。

自衛隊、日米安全保障条約にしても、あるいは周辺事態安全確保法にしても、いずれも抑止力です。もちろん対応力を高めると同時に侵略を未然に防ぐ抑止力でもあります。

抑止力というのは、まさに伝家の宝刀みたいなものですか。抜かないで侵略を未然に防いでくれれば一番いいわけです。現実には、自衛隊によって個別的自衛権は一度も発動されたことはありません。日米安全保障条約第5条によってアメリカが日本を守ってくれているという事態も一度もありませんでした。周辺事態が宣言されたことも一度もありません。これが抑止力なのです。

もちろん、いざとなった時にきっちり対応できるようにしているからこそ抑止力になるわけです。一度も発動されることがない。これは伝家の宝刀で、なるべく使わないで済めばいいことにはない。今度の平和安全法制、いわゆる集団的自衛権の限定的容認といわれる部分も二〇年、

三〇年、一度も使わないうで済めばそれに越したことはない。こういう考えでやっています。かなり臭く臭くなっていますから手をこまねいていると個別的自衛権くらい発動せざるを得なくなる事態が起きるかもしれません。

しかし平和安全法制を作ったことで個別的自衛権を発動する確率を確実に減らしていると思えます。

砂川判決は「国連憲章は加盟各国に個別的・集団的自衛権を与えた」と言っている

高村 最初、自衛隊を作ったときには、常識論ですね。いくらなんでも座して死を待つわけにはいかないだろう。あるいは何も防備しなければ、いくらでもよその国が侵略する誘惑に駆られるだろうという常識論で作ったわけですが、それを理論付けてくれたのは昭和三四年の砂川判決です。私は高村が立川です。町長の息子がだったか甥っ子にも私の友達がいまいました。砂川町です。特別良く知っているのですが、直接的には日米安全保障条約の合憲性が争われた判決です。

憲法九条二項にもかかわらず憲法前文には平和的生存権が規定されている。それを合わせ読めば、日本の平和と安全を維持し、国の存立を全うするための必要な自衛の措置を取り得ることは、国家固有の権能として当然である。平和的生存権を合わせ読めば憲法9条2項をその言葉通り読む必要はない。あるいは読む必要はない。こういうことを言っているのが砂川判決です。そしてさらに「一見明白

に違憲無効でない限り」という言葉を使っています。高度の政治的問題は第一義的に国会と内閣に委ねるべきである、と言っています。そしてもう一つ、ほとんどの人たちが見落としていたことがありますが、国連憲章は加盟各国に個別的、集団的自衛権を与えた。一五人一致の大法廷判決の理由の中にそういう言葉が明確に書かれています。

わたしが砂川判決を最初に持ち出した時に、憲法学者、政治家、いろんな人を含めて一番多い反論は、ここで言っている自衛の措置に集団的自衛権は含まれていない、あの頃の裁判官の頭には集団的自衛権などというものはなかった、ということでした。当時の新聞見てください。そういうことを言っている人が沢山いました。私は多勢に無勢で(議論を)受けるのが大変だった。だけど明確に一五人一致の大法廷判決の理由の部分に、国連憲章は加盟各国に個別的・集団自衛権を与えた、と書いてある。

私がそのことを言ってから、砂川判決について「あれは個別的自衛権を言ったのであって集団的自衛権は頭の中になかった」と言う人は少なかりました。その時の論争を知らない人が時々、砂川判決を読んでいないまま同じことを時々、今でも言います。これはしっかり整理しておきたいと思えます。

憲法学者の中で、「『国の存立を全うするための必要な自衛の措置をとりうる』というのは、あの判決の中の傍論であって、理由は、統治行為

論だった。高度の政治的問題は国会と内閣に委ねたのだから、そこだけが理由で、ここは傍論だ」と言う人がいました。

私、プライムニュースというBSフジの番組で阪田雅裕・元内閣法制局長官と一緒に出てくれと言われました。

阪田さんは、集団的自衛権は違憲だと言っていた人だと聞いていました。法律の専門家と討論するので構えて出たわけですが、そしたら案外あっさり高村さんの理屈はよく分かると言われました。だけど、私たちは安全保障については素人ですから、私たちにも本当に必要な自衛の措置であることが分かるようにもつと説明してください、と言っていました。番組の最後だからそこで説明する時間はありませんでした。私はぜひ説明しているつもりですが、そう言っていました。きっちりモニターが出ていたもので、「国の存立を全うするための必要な自衛の措置を取ることには国家固有の権能として当然である」というところを指し「これは傍論ではありませんよ」と言うと、「傍論ではありません」と阪田さん

傍論ではないのです。判決の書き方から言っても、はっきり形式的にも理由のところにも書いてあります。実質的にもそれは傍論ではあり得ないのです。なぜならば一から全て国会と内閣に委ねると言っているのではなく、「一見明白に違憲・無効でない限り、国会と内閣に委ねる」と言っ

ている。だから憲法9条2項

をそのまま持つてきて、一見明白に違憲・無効であると言わないように、憲法9条2項の規定にもかかわらず云々、と言っているのです。だから形式的な書き方から言っても、実質的な意味から言っても、傍論ではなくて立派な理由ということになります。

◎平和安全法制は、昭和四七年政府見解の法理部分を維持現在の安全保障環境を当てはめた

高村 昭和四七年の政府見解では、結論部分に個別的自衛権はいけれど、集団的自衛権は駄目だと書いてあります。だから集団的自衛権も一部いよいよというのは憲法解釈の変更です、という話になります。全体を憲法解釈だと言ってきたから、それは憲法解釈の変更であるという話はその通りです。その政府見解というのは、砂川判決が明らかにした一般法理「国の存立を全うするための自衛の措置を取りうることは国家固有の権能として当然である」ということを、そのまま引いているのです。文言としては、砂川判決に書いていないことも書いてあります。

国民の生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆す場合でなければ駄目だ。それは砂川判決には文言としては書いていない。

の平和的生存権のため、それを持つてきて憲法九条二項の文言をそのまま読んではいけない、そのまま読む必要はない、そのことを言っているわけですね。平和的生存権は憲法の条文でいうと、二条の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を根底から覆すような場合ならば自衛の措置を取りうる。だから砂川判決に書いていない文言を付けて加えているのですが、それは平和的生存権という理由から言っているのですから、国から見た場合に「国の存立の全う」だけだと国民側から見ると、「国民の生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆す場合」と言っているのです。その第一の部分は砂川判決文そのまま、文言もそのままです。そして第二の部分は国側からではなく、国民側、生存権ということですから、生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆す、そういうふうな昭和四七年の政府見解は出てくるのです。それはまさに法理の部分ですね。

今度の平和安全法制についても、法理の部分は、そのまま維持します。

当時の安全保障環境で言えば、個別的自衛権があれば集団的自衛権は必要なかったでしょう。だけれども、今の安全保障環境から言えば、集団的自衛権の一部は限定的に必要になってくる場合がありますね、ということ言ったのです。ですから法理の部分はそのまま維持して、当てはめられた部分で今の安全保障環境に合うように変えたのです。今の安全保障環境に合うようにした。この法理の当てはめとい

うことを言い出したのは、もしかしたら私が初めてかもしれないですが、一般的に「法理」と「当てはめ」は使われるのです。この問題について「法理」と「当てはめ」という言葉を使ったのは私が最初かもしれない。集団的自衛権の限定的容認論というのは、いくつものマスコミが高村理論と書いたけれども、こんなのは高村理論でも何でもないので。最高裁大法廷の一五人一致の理論を今の安全保障環境に当てはめただけ。従前の政府見解を法理と当てはめを分解して法理の部分を現在の安全保障環境に当てはめるという言い方をしたのが強いといえれば理論かな。どういう意味で高村理論と言っているのか分からないけれど。あの新聞は砂川判決を持ち出したのが高村理論だと言っているようにもありません。よく分かりませんが、高村理論ということとは私から言ったことではなく、いくつもの新聞が使っていました。

◎変わる安全保障環境

高村 それでは安全保障環境はどう変わったのか。昭和四七年の政府見解ができたときは、北朝鮮は「発のミサイルも持っていない」状態でした。ましてや核は持っていませんでした。今、北朝鮮が核の小型化に成功しているかどうかはわかりませんが、可能性はゼロではありません。ノドンというミサイルは、三〇〇基以上ある。北海道の一部から沖縄まで射程距離に収めている。日本のミサイル防衛の技術はかなり進んでいます。実験する

と、用意、撃つぞ、ドン。ほぼ撃ち落とせるのです。いきなりどつかから来て撃ち落とせるかという確率は小さくなることは容易に予想できるし、それを何十発も次から次へと撃たれた場合、私は実ほどの程度撃ち落とせるのか知らないのですけれども、私は自信をもってみんな撃ち落とせるから安心だとは言えない。

一番良いのはそういう対応力よりも、抑止力なのでね。抑止力とは、もし日本を攻撃したらアメリカから間違いなく叩き潰されると、北朝鮮の指導者に思ってもらわなければいけないことです。そんな撃たないようには外交努力でやりなさいと言いますが、私はたいていの政治家よりも平和外交努力をやってきたつもりだけれども、あの金正恩さんの所に行つて「あなた、こうしなさいよ」と説得する自信はありません。それは北朝鮮との間の平和外交努力は必要です。大切ですけども、それで絶対大丈夫だという自信はない。普段、平和外交努力をやったことのない人が、やはり平和外交努力が大切だから抑止力なんか考えない方がいいと言っているので驚くのです。

中国はこの二七年間で軍事費は四一倍になっています。私は、中国は脅威だと言ったことはありません。なぜないかという、曲がりなりにも両首脳が戦略的互恵関係で同意している。抑止力は伝統的考え方に基けば、相手の能力と侵略する意図がある場合に脅威という。曲がりなりに

も両首脳が、戦略的互恵関係であると言っているのだから侵略的意図はないでしょう。領海に入ってくるのが侵略と言えるかどうか。少なくとも今、軍事力で尖閣を一気に取つてしまおうという意図はないと思います。二七年間で軍事力を四一倍に伸ばしていることは客観的事実です。懸念はあります。

◎警戒すべき米国の安保

高村 そんなことが起こらなくても（米大統領選の共和党予備選に出馬している）ドナルド・トランプさんみたいに、

「アメリカが日本を守るのに日本はアメリカを守らない。こんな不公平なことがあるのか」と言つて大喝采を受けている。安保ただ乗り論は今ままであまり表に出てきていませんでした。なぜかという日本経済の調子があまり良くないから出てこなかっただけです。表に出ていなくとも底流にはずつと安保ただ乗り論的思想がアメリカ国民の中にある。だからトランプさんがあのように言うのを受けるのです。基地提供の費用だけではなくてアメリカの駐留経費を全部持たせる。そうじゃなかったら引け。日本は勝手に核を持つて北朝鮮に対抗すればいいじゃないかという議論でしょう？トランプさんが、どれだけ私たちが苦労して限定的要件のもとで米艦防護のようなことをできるようにしたのか、知つたうえで言っているのか、知らないで言っているのか。アメリカ本土まで守りに来なければ公平じゃないと言っているのかよくわからない。ともかくアメリカ世論の中にある安保ただ乗り論から凄くトランプさんの発言を受けていることは間違いない。

そういう中であつて、平和安全法制で我が国の防衛に関わる所はありますが、米艦防護などができるようにしておいて本当によかつたと思いません。だけれども、平和安全法制廃止法案が出ています。彼らは平和安全法制廃止法案と言わない。固有名詞は何と言つてですか。正確な名称は知りませんが、我々から言えばせつかく作つた平和安全法制を廃止しろという法案を作っている。ほんの

少し前に200時間かけて審議をして、与党2党だけではなく野党3党の同意も得て成立した法案です。国会構成が全く変わつてない中で決して通るはずがない法案です。

今度の国会は参議院選挙を控えているから、会期延長が難しい。審議している時間はないでしょう。審議していること自体が、せつかく強化された日米同盟に悪い影響を与えることは間違いない。それはトランプさんの発言が日米同盟に悪い影響を与えるのと同様に、日本を守っている、それも極めて限定された要件のもとで日本を守っているアメリカの軍艦を守る法律を廃止しろという法案を議論している。トランプさんはますます勢いづくでしょうね。私は、決して（廃止法案の審議は）やる必要はないし、国会で審議することは国益に反すると思えます。

念のために言っていますけれども、与党が出した法案でも野党が出した法案でも審議されずそのまま終わつてしまふことはしょつちゅうあることです。今国会でも一〇本ぐらいの法案が審議されないうまま終わるでしょう。

特に自民党国対はこれから時間がないので、自民党も出したい議員立法はたくさんあるのに、議員立法は出さないので、どうせ審議できないのだからと言っている。そういう中で、決してお国のため、日米同盟堅持のために役に立つとは思えない法案を審議することは良いことではないと思つています。

◎荒唐無稽な徴兵制論

高村 もう一つ言いますと、PKO法案の時に徴兵制の話があったと言いましたけれど、今度の平和安全法制の時も、これをやったら徴兵制になると言われました。社民党と共産党が言うなら理解できないことはないけれど、現実的平和主義者もいるはずの民主党の中から平和安全法制をやったら徴兵制になるぞというビラが五〇万枚もまかれた。驚きましたね。徴兵制になるわけはないのです。世界の趨勢は、二〇世紀の間は徴兵制があった国でも、どんどん志願制に変わっているのです。なぜかと言うと、かつてのような海軍戦術からITを使ったプロでしかできない戦争をやる時代になっているのに、今から徴兵制というのは軍事的合理性が全くないからです。もつと言えば政治的合理性。そんなこと言ったらすぐに内閣はつぶれます。徴兵制をやると言ったら内閣はつぶれます。そんなことになるわけがない。

民主党の中でもあのビラを配る時はマスコミ報道によれば、必ずいぶん反対があったと聞いています。私は、当時の民主党の執行部はもと、現実的平和主義者だっと思っていました。それが緩いと思っただかどうかわからないけれど、反対を押し切って全国にビラをまいたのです。これは、いぶん効いているのです。誰だってお母さんは徴兵制と言われれば嫌です。だけど、その時に（徴

兵制の話）利那的に聞いても、こういうことをした党だ、仮に名前を変えても、こういう時にこういうことをした党だ、ということには、私はずっとついて回ると思います。残念なことです。私は本来、二大政党論者ですから。非常に残念なことだと思います。

村山内閣で村山さんが自衛隊は合憲である、日米安保条約は堅持しますと言いました。これをひな壇の一角で感激して聞いた私が馬鹿だったということでしょうか。社民党だけでなく、私はあれで五五年体制の無益な論争は終わったと思ったのです。少しは残るかもしれないけれども、主要なところで終わったと思ったのです。しかし、また五五年体制が蒸し返しているような感じがいたしますね。

もう一つ言いますと、五五年体制といっても、ほとんどの憲法学者が違憲だと言っていた自衛隊について、自衛隊法廃止法案なんてあの社会党ですら出していないのです。今、民主党が出し、彼らは平和安全法制とは言わないけれど、我々言うところの平和安全法制廃止法案を出して、良い意味はなにもない。悪い意味がある。私は維新の人と修正協議をしたことがありません。その時、維新の人が「高村さんの理屈は理屈として、国民が今支持していないのだから、私たちの案ぐらいに限定した方がいいのではないかと」言いました。「国民が支持してないと言っても、荒唐無稽な徴兵制などということ言われてから、今利那的に支持が得られていないだけだ」

と言ったら、その時、維新の方が「私たちはそんなこと言っていない」と言った。その人は今度、民進党に入りませんでした。民進党に入りませんでした。あの時の徴兵制は間違っていたとはつきりと認めてもらったら、これから少しは良い世の中になるのではないかなと思っています。質問をいくつか受けるという話なので、この辺で終わりにします。

司会 ありがとうございます。先生は時間がなく、こちらから質問者を指名したいと思います。ご了承ください。

古賀 攻

毎日新聞論説副委員長

大変興味深く拝聴いたしました。ありがとうございます。途中でトランプさんの話をされていましたが、その話も是非伺いたいと思っております。トランプさんは安保法だ乗りのようなことを言っているのと同時に、彼は形を変えたモンロー主義者みたいなところがあります。従来の安保法だ乗りの論とは脈絡が違って、東アジアにアメリカ国はコミットする必要はないのではないかと、いふネガティブなこと言いかも。それがない。そのような人が共和党の有力候補になっているということが日米関係に及ぼす影響をどのようにご覧になっているのでしょうか。特に平和安全法制においては、アメリカのコミットメントを所与のものとして、日本がもっと関与を強めれば地域の抑止力が高まると

いう想定のもとでやっていたら、思ったのですが、アメリカの関与が薄まれば日本はどすすべきなのか、ということも考えていらつしやるのかどうか。この辺よろしくお願いいたします。

高村 要するにアメリカの関与が薄まらないように我々は努力する。関与が薄まることに対する抑止力を発揮していかねばならない。ですから、平和安全法制があった場合とない場合と、平和安全法制を廃止した場合と、関与が薄まることのどっちの可能性が高いですか、という話です。外交は可能性のゲームですから、可能性を高めていく。安全保障は安全の可能性を高めるといふことです。だからアメリカはモンロー主義に基づいて引きたいという欲求と、そうじゃない欲求と両方ある。トランプさんがモンロー主義にだけ立っているわけではないと思つたのですが、駐留経費を全部払わせるとも言っているのです。完全なモンロー主義ではありません。ただ引いてしまえばいいというわけではありませぬ。駐留経費を全部払うなどできるわけはありませぬけれども、完全なモンロー主義というわけではなくて、モンロー主義と安保法だ乗りの論はある意味、親類みたいなものです。それに対して我々はそうならないようにしなければいけない。それはアメリカの本当の利益にならない。アメリカの外交・安全保障のプロはほとんどそう思っています。ですからトランプさんが、今言っていることと、大統領になつてからやることと必ずしもイコールではない。

私は、よその国の大統領選挙で誰がいいとか誰が悪いとか言わないことにしています。言っているのも同然かもしれない。トランプさんがなつたとしても、できるだけこの地域から引かないようにしたいらいいなと思つています。方法はいろいろ講じていかなければならないと思つています。

前田浩智

毎日新聞編集局次長

今日はありがとうございます。一点、気になったのは、先程、廃止法案の話にも触れておられ、これを審議することは国益に反することにもなるのではないかと、というお話がありました。去年九月の成立の時に、やはり国民は賛成と反対派に大きく分かれていたというの間違いな事実だと思つています。安倍さん自身もあの時、丁寧にこれから説明していきたいということ仰つていました。そういう意味では、その後初めての国政選挙が夏に迫っているわけですが、あれども、その丁寧な説明がやはりちよつと物足りないかなという気がしています。これから夏に向かつて自民党・安倍政権として、どうやっていくのか、お考えがありましたらお聞かせください。

高村 まず一つ言えることは、たぶんここ（講演会）でこういう話をする、あまり評判が良くないだろうと覚悟して来ました。私も日本中の自民党県連を駆け回つて説明していますし、五〇〇人が集まってくれば自民党でなくても説明に行く

ことやぶさかではありません。私だけでなくて、私より若い人たちはもつとやっています。県連だけではなくもつと小さな支部単位を飛び回っています。自衛隊や日米安全保障条約について圧倒的支持を得るまでには時間がかかったのです。けれども、今度の選挙までに何の説明もしないと、我々は選挙に負けてしまうのです。一生懸命、説明するに決まっています。選挙に負けたくないから。選挙で負けてしまえば国会構成が変わつて新しく廃止法案が出されます。廃止に持つていくというのはお国のためにならないと思うけれど、一応、民主主義に基づけば意味のあることです。だけれども私たちが負けないように一生懸命、説明します。「平和安全法制が争点ですか」と言われれば争点に決まっています。

しかし「主要な争点ですか」と言われると、経済が大きな争点になります。国民の関心事ですから。だから平和安全法制は主要な争点にはならないにしても争点になる。そういう意味では説明は一生懸命やって行くということです。ここで皆さんの顔を見て、なかなか冷静な人ばかりで、顔を見ていても賛成か反対かわかりませぬけれど（笑い）、毎日新聞（の講演会）に来る以上、反対の人が多いと思つて来ていますよ。来てから、必ずしもそうでもないかなと希望的観測を持っていますけれども。わたしは経済企画庁長官経験者だから、経済の話をやれと言われればできないこともないけれど、「私が行けば平和安全法制だよ」と言つて平和安全法制について講

演しています。もう通つてしまったからいいやと思つているのではないことだけはご理解をいただきたい。

（二〇一六年四月六日、帝国ホテルで行われた講演会詳細。文責は編集部にあります。）